

福岡県医発第 1870 号 (学)
平成 17 年 1 月 14 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘



臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて

標記の件につきまして、別添写しのとおり、福岡県保健福祉部長より通知
がありまので、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、関係
各方面に対しての御周知方をお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 永田正和

「公印省略」

16健第3925号
平成17年1月6日

社団法人福岡県医師会長
社団法人福岡県病院協会長 殿
社団法人福岡県私設病院協会長

福岡県保健福祉部長
(健康対策課疾病対策係)

臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて

このことについて、別添のとおり厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室から通知がありましたので、貴管下医療機関への周知についてよろしくお願いします。



事 務 連 絡

平成 16 年 12 月 24 日

各都道府県

各指定都市 衛生主管部(局)衛生主管課(室) 御中

各 中 核 市

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室

臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて

臓器提供意思表示カード（以下「カード」という。）の記載不備事例の取扱いについて、臓器提供意思表示カードに関する作業班（以下「作業班」という。）において検討がなされ、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会（以下「委員会」という。）において、作業班からの報告が了承されました。委員会における了承を踏まえ、今般、記載不備のあるカードの取扱いについて、平成 16 年 12 月 24 日付け健臓発第 1224001 号により、当職より（社）日本臓器移植ネットワーク理事長あて通知（別紙）を発出したところです。

つきましては、この内容について御了知願いますとともに、貴管内の医療機関等に対して周知方御配慮願います。



健臓発第 1224001 号

平成 16 年 12 月 24 日

(社) 日本臓器移植ネットワーク理事長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室長



臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて

厚生労働行政の推進につきましては、日頃より御指導・御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

臓器提供意思表示カード（以下「カード」という。）の記載不備事例の取扱いについて、臓器提供意思表示カードに関する作業班（以下「作業班」という。）において検討がなされ、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会（以下「委員会」という。）において、作業班からの報告が了承されました。

委員会における了承を踏まえ、今般、記載不備のあるカードの取扱いについては、「臓器の移植に関する法律」（平成 9 年法律第 104 号）の趣旨に基づき、別添「臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて」のとおりとしますので、貴職におかれては、手続きに遺漏のないよう、よろしくお取り計らい願います。

臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて

1 はじめに

平成9年10月16日の「臓器の移植に関する法律」(平成9年法律第104号。以下「臓器移植法」という。)施行以降平成16年6月末までに、(社)日本臓器移植ネットワークに臓器提供意思表示カード(以下「カード」という。)を所持していたと情報提供された820件のうち、記載内容に不備があった事例は105件(12.8%)となっている。

これまで、カードの記載内容に不備があった事例は、臓器を提供する意思又は脳死判定に従う意思表示が明確でない等の理由から、法律の要件を満たしていないものとして取り扱ってきた。そのため、確かにカードを携帯しており、本人が生前に臓器を提供したいという意思を持っていたと家族等が証言しているにもかかわらず、カードの記載事項の一部に不備があることにより、本人の書面による意思表示とは認められなかった事例も存在する。

こうしたことから、今般、臓器移植法の趣旨等を踏まえ、これまでの記載不備事例の取扱いを見直すこととした。

2 臓器移植法の解釈とその運用

- ・ 臓器移植法においては、基本的理念として、臓器提供に関する意思は尊重されなければならない、臓器の提供は任意にされたものでなければならないと規定しており(同法第2条第1項及び第2項)、臓器の摘出については、本人が生存中に臓器を提供する意思及び脳死判定に従う意思を書面により表示していることを要件としている(同法第6条第1項及び第3項)。
- ・ これらの意思を表示する書面については、本人が独自に作成することは可能であるが、実際にはそれを法の求めるところに適うものとして作成することは困難なことから、厚生労働省及び(社)日本臓器移植ネットワー

クにより、カード（又は臓器提供意思表示シール）が作成され、頒布されている。

この「書面」とは、法的には、本人の「臓器を提供する意思」の有無だけではなく、「脳死判定に従う意思」のそれも確認できるものでなければならず、また、本人の署名が存在しなければならない。さらに、実務上、提供したい臓器の種類及び署名年月日の記載も必要とされている。

（別紙 1 参照）

3 新しい取扱いについて

現行のカード様式に係るカードの記載不備事例のこれまでの取扱いを見直し、臓器移植法の趣旨等に基づき、カードの記載事項の一部に不備があっても、当該カードのその他の記載内容等から、本人の署名があり、かつ、本人の「臓器を提供する意思」及び「脳死判定に従う意思」が確認できるものについては、法の求めている書面による意思表示が存在するものとして取り扱うこととする。また、本人の意思を正確に確認するため、カードの記載とあわせて、家族の陳述など他の資料も考慮する。

具体的な取扱いについては、次のとおりである。

（１）カードの番号の記載に不備がある事例

- ① カードの番号 1 に○がなく、提供したい臓器が○で囲まれている場合については、提供したい臓器を○で囲んでいること等から、脳死判定に従い、脳死後に臓器を提供するという前提のもとで、提供したい臓器が明確に示されていると考えられることから、脳死判定に従う意思及び臓器提供を行う意思は表示されていると判断する。

（別紙 2 （１）①）

- ② カードの番号 1 に○がなく、提供したい臓器も○で囲まれていないが、番号 1 の「その他」の括弧内に「全部」又は「全臓器提供」と記載されている場合については、番号 1 に○はなく、提供したい臓器も○で囲まれていないが、番号 1 の「その他」の括弧内に「全部」又は「全臓器提供」と記載されていること等から、脳死判定に従う意思及び臓器提供を行う意思は表示されていると判断する。

(別紙 2 (1) ②)

- ③ カードの番号 1 に○があり、提供したい臓器が○で囲まれている場合であって、カードの番号 3 に○と×の両方を記載していた場合については、番号 1 に○があり、提供したい臓器が明確に表示されていること等から、番号 3 に○と×の両方が記載されていることについては、「番号 3 に○を付けたものの間違いに気づき×を付けた」と考えることが社会通念に照らして適当であり、脳死判定に従う意思及び臓器を提供する意思が表示されていると判断する。

(別紙 2 (1) ③)

(2) 提供したい臓器の記載に不備がある事例

- ① カードの番号 1 に○があり、提供したい臓器が○で囲まれていない場合については、脳死判定に従う意思及び臓器を提供する意思は明確に表示されており、提供したい臓器の種類は、番号 1 に○を付けていること等から、当該欄に記載されている臓器（心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓、小腸、眼球）と判断する。

(別紙 2 (2) ①)

(3) 本人署名の記載に不備がある事例

- ① 本人署名がない場合については、臓器移植法で要求する書面とは認められないことから、従来通り、有効ではないものとする。

(別紙2(3)①)

- ② カードの本人署名と家族署名の記載欄を書き間違え、逆に記載した場合については、一律に書面の有効性が確認できないと判断せず、署名した家族を含め他者の証言により本人の意思表示であることが明らかかな場合には、本人の署名があるものとし、書面の有効性が確認できるものとして取り扱う。

(別紙2(3)②)

(4) 署名年月日の記載に不備がある事例

- ① 署名年月日に不備がある場合及び署名年月日の記載がない場合については、カードの発行日以降にカードの記載が行われたことは自明であるので、一律に無効とするのではなく、カードの発行日以降に記載されたものとして取り扱う。また、本人が、法律施行日前の日付が記載されたカードを法律施行日以降も所持していることから、法律施行日以降も当該カードの記載内容の意思を有していたとして取り扱う。

(別紙2(4)①)

○臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 109 号）（抄）

（基本的理念）

第 2 条 死亡した者が生存中に有していた自己の臓器の移植術に使用されるための提供に関する意思は、尊重されなければならない。

2 移植術に使用されるための臓器の提供は、任意にされたものでなければならない。

（第 3 項及び第 4 項 略）

（臓器の摘出）

第 6 条 医師は、死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないときは、この法律に基づき、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）から摘出することができる。

（第 2 項 略）

3 臓器の摘出に係る前項の判定は、当該者が第 1 項に規定する意思の表示に併せて前項による判定に従う意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないときに限り、行うことができる。

（第 4 ～ 6 項 略）

(1) カードの番号の記載に不備がある事例

① カードの番号1に○がなく、提供したい臓器が○で囲まれている場合

（該当する1 2 3 の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい）

1 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 その他()

2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()

3 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1 月 1 日

本人署名(自筆): 移植 太郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい)

② カードの番号1に○がなく、提供したい臓器も○で囲まれているが、番号1の「その他」の括弧内に「全部」又は「全臓器提供」と記載されている場合

（該当する1 2 3 の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい）

1 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他(全部)

2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()

3 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1 月 1 日

本人署名(自筆): 移植 太郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい)

（該当する1 2 3 の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい）

1 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他(全臓器提供)

2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()

3 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1 月 1 日

本人署名(自筆): 移植 太郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい)

③ カードの番号1に○があり、提供したい臓器が○で囲まれている場合であって、カードの番号3に○と×の両方を記載していた場合

（該当する1 2 3 の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい）

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 その他()

2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()

☒ 3 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1 月 1 日

本人署名(自筆): 移植 太郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい)

(2) 提供したい臓器の記載に不備がある事例

① カードの番号1に○があり、提供したい臓器が○で囲まれていない場合

（該当する1 2 3 の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい）

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他()

2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()

3 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1 月 1 日

本人署名(自筆): 移植 太郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい)

(3) 本人署名の記載に不備がある事例

① 本人署名がない場合

（該当する1 2 3 の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい）

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 その他()

2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()

3 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1月 1日

本人署名(自筆): _____

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい)

② カードの本人署名と家族署名の記載欄を書き間違え、逆に記載した場合

（該当する1 2 3 の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい）

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 その他()

2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()

3 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1月 1日

本人署名(自筆): 移 植 花 子

家族署名(自筆): 移 植 太 郎

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい)

(4) 署名年月日の記載に不備がある事例

① 署名年月日に不備がある場合及び署名年月日の記載がない場合

（該当する1 2 3 の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい）

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 その他()

2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()

3 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 1996年 1月 1日

本人署名(自筆): 移 植 太 郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい)

（該当する1 2 3 の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい）

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 その他()

2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()

3 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 1970年 1月 1日

本人署名(自筆): 移 植 太 郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい)

（該当する1 2 3 の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい）

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 その他()

2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()

3 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: _____年 _____月 _____日

本人署名(自筆): 移 植 太 郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい)